

平成18年度 障害者雇用施策関係予算概算要求の主要事項

厚生労働省

職業安定局 障害者雇用対策課

職業能力開発局 能力開発課

平成18年度要求額 15,507(14,109)百万円

[施策の概要]

障害者の社会参加が進展し、就業に対する意欲も高まる中で、障害者が職業生活において自立することを促進するため、先般の通常国会において、①精神障害者を実雇用率に算定することによる雇用の促進、②障害者の在宅就業に対する支援、③障害者福祉施策との有機的な連携の強化等を内容とする障害者雇用促進法の改正（平成17年法律第81号）が行われたところである。

また、障害者保健福祉の分野でも大きな制度見直しが行われることが見込まれている中で、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月閣議決定）においても「障害者の自立を支援するため、（中略）重度の障害者を含めた、地域における多様な雇用、就労・生活支援のためのハード・ソフトの基盤を速やかかつ計画的に充実強化する」とされている。

こうした中で、平成18年度においては、改正障害者雇用促進法の円滑な施行に努めるとともに、①雇用と福祉の連携による福祉的就労から雇用への移行支援、②ハローワークにおける相談・支援体制の充実・強化、③在宅就業支援団体の育成をはじめとする多様な形態による障害者の雇用・就業支援、④障害者に対する職業能力開発の充実により、障害者の雇用・就業機会の拡大を図ることとする。

I 雇用と福祉の連携による障害者施策の推進

1 地域障害者就労支援事業の拡充

[要求額 192(66)百万円]

ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う事業を拡充し、障害者の福祉的就労から雇用への移行の一層の促進を図る。

（実施箇所数 10カ所→47カ所）

2 企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援の促進（新規）

[要求額 53(0)百万円]

障害者雇用に実績のある企業関係者の知識・経験等を活用して、福祉施設に対し、企業での雇用についての理解の促進、就労支援に関するノウハウの向上を図る事業を、各労働局において実施する。

3 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

[要求額 1,312 (790) 百万円]

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

(設置箇所数 90 センター → 140 センター)

4 福祉施設の人材を活用したジョブコーチ支援の充実

[障害者雇用納付金事業]

福祉施設の職員が行うジョブコーチ支援の実施に当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、福祉施設のノウハウを生かした効果的な職場適応援助を推進する。

5 精神障害者等のグループ就労に対する支援

[障害者雇用納付金事業]

企業において数人の精神障害者等のグループが指導員の指導を受けながら就労する場合に、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、常用雇用への移行を促進する。

6 発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業の創設（新規）

[要求額 11 (0) 百万円]

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターと連携して、発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習を実施するとともに、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを開催し、発達障害者の就労支援を行うための共通基盤を整備する。

II ハローワークによる相談・支援体制の充実・強化

1 障害の態様や適性に応じた相談・支援機能の充実・強化

[要求額 1,112 (0) 百万円]

障害者ひとりひとりの障害の態様や適性に応じた就労支援を実施するため、専門的な知識・経験を有する者をハローワークに配置するなど、障害者に対する相談支援体制の充実・強化を図る。

(障害者専門支援員 347 人、職業相談員（障害者求人開拓担当）251 人、精神障害者ジョブコンサルタント 47 人)

2 雇用率達成指導の強化による障害者雇用の促進

近年、実雇用率が横ばいで推移している状況にあることから、障害者雇用促進法改正に係る附帯決議において、雇用率達成指導の厳正な実施が強く求められていることを踏まえ、障害者雇用率達成指導の一層的かつ厳正な実施を図り、障害者の雇用促進を図る。

III 多様な形態による障害者の就業機会の拡大

1 ITを活用した在宅就業支援団体への育成支援

[要求額 105 (98) 百万円]

先駆的に在宅就業支援に取り組んできた団体のノウハウを活用し、新たに支援に取り組む団体へのノウハウの提供・普及、事業主が障害者の在宅業務を創出するための支援を行い、障害者の在宅就業のさらなる普及を図る。

2 障害者試行雇用事業の拡充

[要求額 1,200 (900) 百万円]

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。
(対象者数 6,000人 → 8,000人)

3 多様な雇用形態等に対応する障害者雇用率制度の在り方に関する調査研究(新規)

[要求額 11 (0) 百万円]

短時間労働、労働者派遣などの働き方の多様化や分社化等の企業の経営環境の変化を踏まえ、多様な雇用形態等に対応する障害者の雇用率制度の在り方について検討を行う。

4 当事者団体と連携した障害者の職業自立等啓発事業の実施

[要求額 32 (32) 百万円]

身体障害者、知的障害者及び精神障害者について、それぞれ当事者団体との連携により、当事者間でのカウンセリングや家族に対する相談・情報提供等の事業を行い、職業的自立の促進を図る。

IV 障害者に対する職業能力開発の推進

1 公共職業能力開発施設における障害者訓練の推進

[要求額 5,229 (5,485) 百万円]

障害者職業能力開発校が設置されていない地域において、職業能力開発校に知的障害者等を対象とした訓練コースを設定し、障害者の職業訓練を推進する。

(実施県 23県・25コース)

2 事業主や社会福祉法人等による実践的な職業訓練の推進

[要求額 1,519 (1,417) 百万円]

企業、社会福祉法人等の多様な委託訓練先を開拓し、知的障害者、精神障害者等の障害の態様に応じた職業訓練を推進する。

(委託訓練対象者数 6,000人 → 6,500人)

3 障害者職業能力開発プロモート事業（仮称）の実施（新規）

[要求額 42 (0) 百万円]

福祉施設、養護学校等の関係機関の連携体制を確立することにより、障害者の職業能力開発を促進する事業を政令指定都市において試行的に実施する。

(実施政令指定都市 5市 障害者職業能力開発プロモーター配置 各1名)

4 障害の態様を踏まえた職業能力開発プランの策定等に関する調査研究

[要求額 4 (6) 百万円]

福祉部門から雇用部門への円滑な移行と職業生活の安定に資するために、障害の重度化、多様化に対応した能力開発プラン策定マニュアルの作成及び普及促進を図る。

5 発達障害者に対する効果的な職業訓練のあり方に関する調査研究

[（独）雇用・能力開発機構交付金事業]

発達障害者の雇用・就業を支援するための職業訓練指導と受講ルートの確立等のあり方について調査研究を行い、発達障害者職業訓練指導ハンドブック等を開発する。